

第22期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 | 2025年6月26日(木曜日)
午前10時 (受付開始：午前9時)

開催場所 | 東京都中央区佃二丁目1番6号
当社本店 (2階会議室)

決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件

● インターネットによるライブ配信のご案内

当日ご来場されない株主様に向け、ご自宅等から株主総会の模様をご視聴いただけるよう、株主様に限定したライブ配信を実施いたします。また、株主様向けの事前質問受付フォームをご用意いたします。詳細につきましては、本招集ご通知6、7ページをご確認ください。

三井住友建設株式会社

証券コード：1821

目次

■招集ご通知

■議決権行使のご案内

■インターネットによるライブ配信及び
事前質問受付のご案内

■株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件
(ご参考) 取締役会の構成及び
スキル・マトリックス

(ご参考) 政策保有株式に関する状況

※以下の内容は、電子提供措置をとっておりますので、
当社ウェブサイト等よりご確認ください。

■事業報告

- ① 当社グループの現況に関する事項
- ② 株式に関する事項
- ③ 新株予約権等の状況
- ④ 役員に関する事項
- ⑤ 会計監査人の状況

■連結計算書類

■計算書類

■監査報告書



「スマート行使」と「ネットで招集」で
議決権行使が簡単・便利に

パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からもご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/1821/>



株 主 各 位

東京都中央区佃二丁目1番6号
三井住友建設株式会社
代表取締役
社 長 柴 田 敏 雄

定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「定時株主総会招集ご通知及び交付書面省略事項」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.smcon.co.jp/investor/stock-information/generalmeeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(銘柄名「三井住友建設」またはコード「1821」を入力・検索し、基本情報、縦覧書類/PR情報を選択のうえ、閲覧をお願い申し上げます。)

事前に議決権行使いただける場合は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2025年6月25日(水曜日)午後5時45分までに行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都中央区佃二丁目1番6号
当社本店(2階会議室)

3. 目的事項

報告事項

- 第22期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第22期計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件

以 上

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第13条の2に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

- 当社ウェブサイト (<https://www.smcon.co.jp/investor/stock-information/generalmeeting/>)



- 東京証券取引所ウェブサイト (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



●電子提供制度への対応について

株主総会資料（株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類、連結計算書類）は、原則として、当社ウェブサイト上でのご提供とし、株主様には株主総会資料を要約した書面をお届けしております。（事前に書面交付請求手続きをされた株主様を除く。）

従前と同じ形式で株主総会資料を希望される株主様は、下記よりお手続きをお願い申し上げます。

<書面交付請求手続きのご案内>

<https://www.smcon.co.jp/investor/stock-information/stock-meeting-materials/>



●お身体の不自由な株主様へ

株主総会へのご出席にあたりサポートが必要な株主様は、事前にお電話にてご相談ください。

<ご相談窓口>

三井住友建設株式会社 管理本部 総務部

電話番号：03-4582-3022

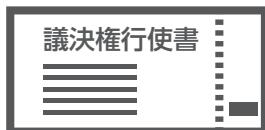
（受付時間：平日 午前8時45分～午後5時45分）

議決権行使のご案内

株主総会に当日ご出席される場合

株主総会開催日時 2025年 6月26日(木) 午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。



(株主総会会場)当社本店(2階会議室)

- 議決権の代理行使をされる場合は、議決権を有する株主の方1名に限り、代理人として株主総会にご出席いただけます。この場合、委任状等の代理権を証明する書面を当社にご提出ください。(株主様でない代理人及び同伴の方など株主様以外の方は、株主総会にご出席いただけません。)

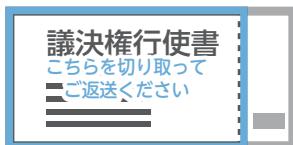
株主総会に当日ご出席されない場合

議決権行使期限 2025年 6月25日(水) 午後5時45分



郵送

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、下記のように切り取ってご投函ください。



インターネット

当社指定の議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net/>

にて各議案に対する賛否をご入力ください。
詳細は4ページから5ページをご覧ください。



携帯電話やスマートフォンなどによる議決権行使は、バーコード読取機能を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。
(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

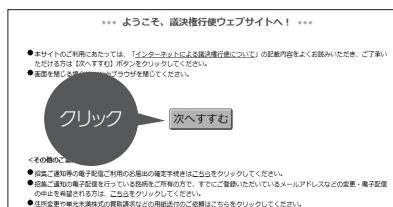
- 議決権行使書面において、各議案につき賛否のご表示のない場合、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 議決権行使書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱いますが、同日に到着したものは、インターネット等による議決権行使を有効といたします。
- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによりのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

インターネット等によるアクセス方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス 議決権行使ウェブサイトURL <https://www.web54.net/>

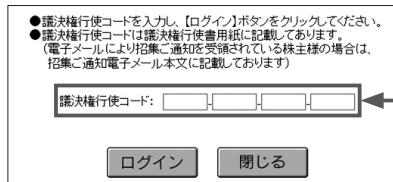


携帯電話やスマートフォンなどの場合、議決権行使書用紙左片に記載のQRコード[®]を読み取ってアクセスいただくことも可能です。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

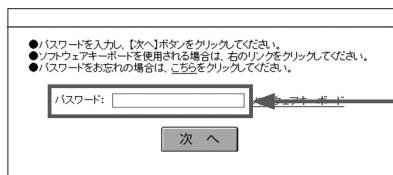


2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「議決権行使コード」を入力

3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「パスワード」を入力

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社

証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

 **0120-652-031** (午前9時 ~ 午後9時)

パスワードのお取り扱い

- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。
本総会終了まで大切に保管願います。
- パスワードのお電話によるご照会にはお答えいたしかねます。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

議決権電子行使プラットフォームについて

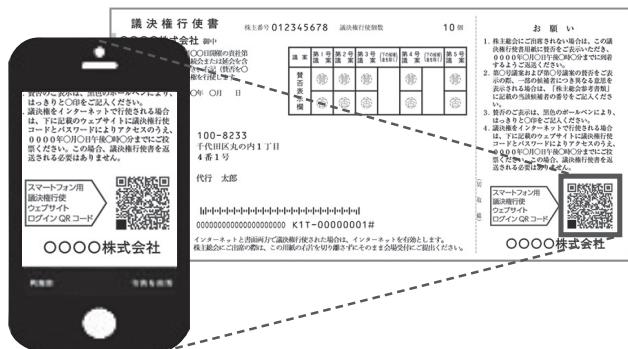
機関投資家の皆様は、株式会社 ICJ が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

「スマート行使」による方法

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

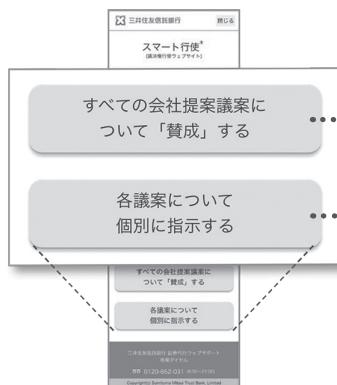
※上記方法での議決権行使は1回に限りです。

1 QRコードを読み取る



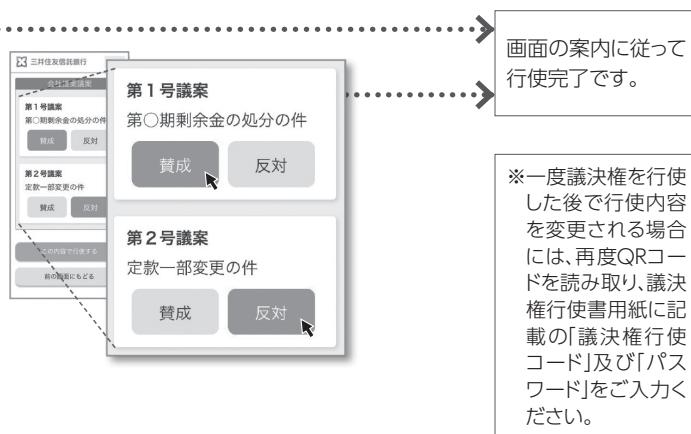
スマートフォンやタブレット端末で、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る

2 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

インターネットによるライブ配信及び事前質問受付のご案内

当日の株主総会の模様をご自宅等からご視聴いただけるよう、以下のとおり株主様に限定したライブ配信を実施いたします。

1 配信日時

2025年6月26日（木曜日） 午前10時から株主総会終了まで

※当日の視聴ページは、午前9時30分より接続可能となります。

2 視聴方法

- (1) パソコンまたはスマートフォン等で以下のURLからライブ配信ウェブサイトへアクセスをお願いいたします。

ライブ配信ウェブサイトURL

<https://1821.ksoukai.jp>



- (2) ライブ配信ウェブサイトへのアクセス完了後、画面の案内に従い、以下のID及びパスワードの入力をお願いいたします。

株主ID

株主番号（議決権行使書用紙に記載されております9桁の半角数字）

パスワード

郵便番号（株主様のご登録住所、ハイフンを除く7桁の半角数字）

3 ライブ配信ご視聴にあたってのご留意事項

- ライブ配信をご視聴される株主様は、当日会場にご出席いただく場合と異なり、当日のご質問、議決権行使や動議を行うことはできません。**議決権につきましては、事前に書面またはインターネット等により行使いただきますようお願いいたします**（3～5ページをご参照ください）。
- ご視聴は株主様ご本人に限定いたします。代理人によるご視聴はご遠慮いただきますようお願いいたします。
- 株主ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ライブ配信の撮影、録画、録音及びSNS等での公開等は固くお断りいたします。
- 当日のライブ配信は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

- ご使用のパソコンまたはスマートフォン等の環境やインターネットの接続環境ならびに回線状況等により、ご視聴いただけない場合や、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※ご視聴等に当たっての動作環境は、以下のURLよりご確認をお願いいたします。

PC <https://jp.vcube.com/support/virtual-shareholders-meeting/requirements/#vsm01>

スマートフォン <https://jp.vcube.com/support/virtual-shareholders-meeting/requirements/#vsm02>



- ご視聴いただく場合の通信料金等は各株主様のご負担となります。
- やむを得ない事情により、ライブ配信ができなくなる場合がございます。その場合には、当社ウェブサイト (<https://www.smcon.co.jp>) にてお知らせいたします。

ライブ配信に関する
お問い合わせ先

(1) 株主番号及びパスワードについて

三井住友信託銀行株式会社
バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル
0120-782-041

受付時間：平日午前9時～午後5時
※土日休日を除く

(2) ライブ配信の視聴について

株式会社ブイキューブ

03-6833-6265

受付日時：6月26日(木) <株主総会当日>
午前9時～株主総会終了まで

4 事前質問の受付について

第22期定時株主総会の目的事項に関するご質問を、ライブ配信ウェブサイトにてお受けいたします。

「**2 視聴方法**」をご参照のうえ、ライブ配信ウェブサイトにごログインいただき、画面の案内に従って、ご質問の入力をお願い申し上げます。

事前にいただいたご質問のうち、株主の皆様のご関心が高いご質問につきましては、株主総会当日に回答させていただく予定です。全てのご質問に対して回答することをお約束するものではございませんので、何卒ご理解ください。また、個別のご回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 事前質問の受付期間：2025年6月6日(金) 午前8時45分～2025年6月18日(水) 午後5時45分
※受付期間外になりますと事前質問の送信はできなくなりますので、お早めの送信をお願いいたします。
- (2) ご留意事項：ご質問はお一人様1問(文字数は全角300文字以内)とさせていただきますので、ご理解の程お願い申し上げます。また、ご質問はできる限り簡潔をお願いいたします。

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

・ 期末配当に関する事項

当社は、企業体質の強化及び将来の事業展開に備えて内部留保の充実を図りつつ、安定的な配当政策を維持することを基本とし、業績の推移と今後の経営環境等を総合的に勘案し利益配分を決定する方針としております。

第22期の期末配当につきましては、上記方針のもと、今後の業績等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりとさせていただきますと存じます。

(ご参考) [当社普通株式1株当たり配当金の推移](#)

1

配当財産の種類

金銭といたします。

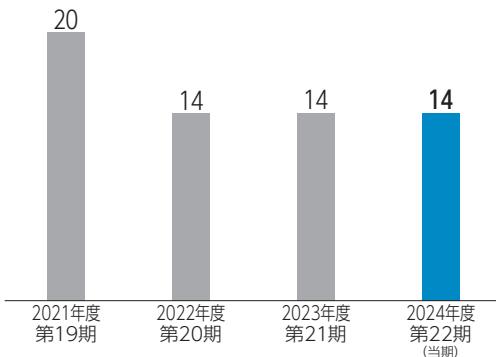
(円)

2

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当期業績及び今後の経営環境・業績見込み等を総合的に勘案し、1株につき14円といたしたく存じます。

なお、この場合の配当総額は2,196,388,348円となります。



3

剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案

取締役7名選任の件

現在の取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のために2名減員し、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであり、当社が国内外の土木工事業、建築工事業を主体とした総合建設会社であるという観点から両事業に対する相当程度の知見を有するとともに、ガバナンス、資金調達、企業管理に精通した者をジェンダーや国際性の面を含む多様性に考慮してバランスよく取締役会の構成員とすることを基本方針としております。

なお、取締役候補者の選任方針及び具体的な候補者の選任案については、委員の過半数を独立社外取締役とする指名報酬諮問委員会（非常勤の社外監査役はオブザーバーとして出席）で協議のうえ、取締役会で決定しております。

また、本議案が原案どおり承認され、候補者がそれぞれ取締役に就任いたしますと、取締役7名中3名が東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員となります。

候補者番号	氏名	属性	地位	担当	出席回数/取締役会
1	しばた としお 柴田 敏雄	再任 男性	代表取締役社長 執行役員社長		24回/24回（100%）
2	たいら よしひこ 平 喜彦	再任 男性	取締役 常務執行役員	安全環境本部管掌 土木本部長	18回/18回（100%）
3	ゆい たかし 由井 孝	再任 男性	取締役 常務執行役員	経営企画本部長	18回/18回（100%）
4	そごう りょうすけ 十河 亮介	新任 男性	常務執行役員	経営企画本部副本部長	
5	かわはし のぶお 川橋 信夫	再任 社外 独立役員 男性	取締役		18回/18回（100%）
6	にぶや すずむ 丹生谷 晋	再任 社外 独立役員 男性	取締役		16回/18回（88.9%）
7	やました まみ 山下 真実	再任 社外 独立役員 女性	取締役		17回/18回（94.4%）

（注）平喜彦氏、由井孝氏、川橋信夫氏、丹生谷晋氏及び山下真実氏の取締役会への出席回数については、2024年6月27日就任以降に開催された取締役会を対象としております。

株主総会参考書類

候補者
番号

1

しばた
としお
柴田 敏雄

再任

男性

生年月日

1962年12月8日生

取締役会への出席状況

24回/24回 (100%)

所有する当社株式の数

102,301株

略歴、地位、担当及び兼職の状況

1985年4月 三井建設株式会社入社
2003年4月 当社土木事業本部土木統括部土木設計第二部
2012年4月 当社土木本部土木技術部長
2018年4月 当社執行役員
2019年4月 当社東京土木支店長
2020年4月 当社常務執行役員、土木本部長
2020年6月 当社取締役
2022年4月 当社代表取締役、専務執行役員
2024年4月 当社代表取締役社長（現任）、執行役員社長（現任）

取締役候補者とした理由

入社以来土木部門の要職を歴任し豊富な経験を有しており、土木部門において優れた実績を上げてきたことに加え、2024年4月より経営トップとして土木及び建築工事業の業務執行に関与するとともに、経営環境の変化に迅速かつ適切に対応し、持続的な成長と変革による企業価値の更なる向上に取り組んでいることから、引き続き、取締役として選任することが適切と判断いたしました。

候補者
番号

2

たいら
よしひこ
平 喜彦

再任

男性

生年月日

1965年9月13日生

取締役会への出席状況

18回/18回 (100%)

所有する当社株式の数

39,180株

略歴、地位、担当及び兼職の状況

1988年4月 住友建設株式会社入社
2005年6月 当社土木本部P C設計部設計技術グループ長
2012年4月 当社土木本部土木設計部長
2016年3月 当社東北支店土木作業所長
2019年4月 当社四国支店長
2021年4月 当社執行役員
2022年4月 当社常務執行役員（現任）、土木本部副本部長（PC営業担当）兼 設計部門統括
2023年4月 当社土木本部副本部長 兼 営業部門統括（PC営業担当） 兼 設計部門統括
2024年4月 当社土木本部長（現任）
2024年6月 当社取締役（現任）
2025年4月 当社安全環境本部管掌（現任）

取締役候補者とした理由

入社以来土木部門の要職を歴任し豊富な経験を有しており、高度な専門知識とマネジメント能力を発揮して優れた実績を上げたことに加え、現在土木本部長として職責を十分に果たしていることから、引き続き、取締役として選任することが適切と判断いたしました。

株主総会参考書類

候補者
番号

3

ゆい
由井
たかし
孝

再任

男性

生年月日

1967年9月28日生

取締役会への出席状況

18回/18回 (100%)

所有する当社株式の数

29,392株

略歴、地位、担当及び兼職の状況

1990年4月 三井建設株式会社入社
2005年6月 当社東京支店購買部土木外注グループ長
2006年4月 当社東京支店購買部資材グループ長
2016年7月 当社土木本部土木営業管理部長
2019年4月 当社企画部長
2021年4月 当社経営企画本部本部長 兼 企画部長
2022年4月 当社執行役員、経営企画本部副本部長 (企画部・関連事業部担当) 兼 企画部長
2023年4月 当社経営企画本部長(現任)、DX推進担当
2024年4月 当社常務執行役員 (現任)
2024年6月 当社取締役 (現任)

取締役候補者とした理由

経営企画部門の他、土木部門や購買部門を経験し、専門知識に加えて優れたバランス感覚や分析能力も有しており、現在経営企画本部長として職責を十分に果たしていることから、引き続き、取締役として選任することが適切と判断いたしました。

候補者
番号

4

そごう
十河
りょうすけ
亮介

新任

男性

生年月日

1965年1月25日生

取締役会への出席状況

—

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位、担当及び兼職の状況

1988年4月 株式会社住友銀行入行
2012年4月 株式会社三井住友銀行 阿倍野法人営業部長
2014年4月 同行天王寺法人営業部長
2016年4月 同行難波法人営業第一部長
2018年4月 同行戦略金融推進部長
2019年4月 同行理事、戦略金融推進部長
2020年6月 SMBC債権回収株式会社 代表取締役社長
2024年7月 当社常務執行役員 (現任)、経営企画本部副本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

銀行在籍時代からの経営分析、経営判断等に係る豊富な経験を有しており、現在当社において経営企画本部副本部長として職責を十分に果たしていることから、取締役として選任することが適切と判断いたしました。

候補者
番号

5

かわはし のぶ お
川橋 信夫

再任

社外

独立

男性

生年月日

1956年7月23日生

取締役会への出席状況

18回/18回（100%）

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位、担当及び兼職の状況

1981年4月 日本合成ゴム株式会社入社
 2008年6月 JSR株式会社執行役員ディスプレイ材料事業部長
 2009年6月 同社執行役員電子材料事業部長
 2010年1月 同社執行役員 JSR Micro Korea Co.,Ltd.取締役社長
 2011年6月 同社上席執行役員 JSR Micro Korea Co.,Ltd.取締役社長
 2014年4月 同社上席執行役員研究開発部長
 2016年6月 同社取締役常務執行役員
 2017年6月 同社取締役専務執行役員
 2019年6月 同社代表取締役社長 兼 COO 兼 CTO
 2020年6月 同社代表取締役社長 兼 COO
 2023年6月 同社エグゼクティブ・アドバイザー
 2024年6月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

1. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

- 1)川橋信夫氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であります。
- 2)同氏の豊富な経営者としての経験、経営、技術分野及び国際分野に関する幅広い見識を引き続き当社経営に関する監督機能の強化や経営全般に活かしていただくべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は社外取締役としての在任期間中、当社の取締役としての職責を十分に果たしており、当事業年度においても第22期事業報告（4.役員に関する事項（6）社外役員に関する事項 ③当事業年度における主な活動状況）に記載のとおり職責を全うしていることから、社外取締役としての職責を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- 3)上記2）に加えて、指名報酬諮問委員会の委員として、役員人事及び役員報酬体系への関与などを通じて、経営陣の監督に努めていただくことを期待しております。

2. 社外取締役候補者の独立性について

同氏はJSR株式会社エグゼクティブ・アドバイザーを務めておりましたが、直近3年間において同社グループと当社グループとの間には取引関係がないこと等に照らし、一般株主と利益相反の生じる恐れが無く十分な独立性を有していると判断し、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ており、同氏が取締役に再選され、社外取締役に就任したときは、独立役員としての届出を継続する予定であります。

3. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数

同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

候補者
番号

6

にぶや
丹生谷 晋

すすむ

再任

社外

独立

男性

生年月日

1959年11月22日生

取締役会への出席状況

16回/18回 (88.9%)

所有する当社株式の数

500株

略歴、地位、担当及び兼職の状況

1982年4月 出光興産株式会社入社
 2008年6月 出光エンジニアリング株式会社常務取締役
 2011年6月 出光興産株式会社内部監査室長
 2013年4月 同社執行役員経営企画部長
 2015年6月 同社取締役 兼 経営企画部長
 2017年6月 同社常務取締役
 2019年4月 同社副社長執行役員
 2020年6月 同社代表取締役副社長 副社長執行役員
 2022年6月 同社代表取締役副社長 副社長執行役員 兼 COO
 2024年6月 同社取締役 (現任)、出光興産株式会社エグゼクティブ・フェロー (現任)

重要な兼職の状況

- ・出光興産株式会社エグゼクティブ・フェロー
- ・A Z-COM丸和ホールディングス株式会社社外取締役 (2025年6月就任予定)

1. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

- 1)丹生谷晋氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であります。
- 2)同氏の経営に関する幅広い見識やD&I推進に関する知見を引き続き当社経営に関する監督機能の強化や経営全般に活かしていただくべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は社外取締役としての在任期間中、当社の取締役としての職責を十分に果たしており、当事業年度においても第22期事業報告 (4.役員に関する事項 (6) 社外役員に関する事項 ③当事業年度における主な活動状況) に記載のとおり職責を全うしていることから、社外取締役としての職責を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- 3)上記2)に加えて、指名報酬諮問委員会の委員として、役員人事及び役員報酬体系への関与などを通じて、経営陣の監督に努めていただくことを期待しております。

2. 社外取締役候補者の独立性について

同氏は出光興産株式会社エグゼクティブ・フェローを務めておりますが、直近3年間において同社グループと当社グループとの間には取引関係はありません。また、同氏は、2025年6月25日開催予定のA Z-COM丸和ホールディングス株式会社の定株主総会において社外取締役に選任され、就任予定であり、同社のグループ会社と当社グループの間には取引関係がありますが、その年間取引額は直近3年間の平均において当社グループの連結売上高の1%未満であります。したがって、一般株主と利益相反の生じる恐れが無く十分な独立性を有していると判断し、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ており、同氏が取締役役に再選され、社外取締役に就任したときは、独立役員としての届出を継続する予定であります。

3. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数

同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

候補者
番号

7

やました
山下

まみ
真実

再任

社外

独立

女性

生年月日

1978年5月23日生

取締役会への出席状況

17回/18回 (94.4%)

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位、担当及び兼職の状況

2001年4月 日本電気株式会社入社
2006年8月 JPMorgan証券株式会社 債権営業部クレジットセールス担当
2007年11月 日本リスク・データ・バンク株式会社 事業推進部グループマネージャー
2013年12月 株式会社こころく代表取締役（現任）
2018年6月 本多通信工業株式会社社外取締役
2022年5月 株式会社イオンファンタジー社外取締役（現任）
2024年6月 当社取締役（現任）、株式会社ナック社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

- ・株式会社こころく代表取締役
- ・株式会社イオンファンタジー社外取締役
- ・株式会社ナック社外取締役

1. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

- 1) 山下真実氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であります。
- 2) 同氏は起業や経営に関する豊富な知識と経験を有しており、新規事業やリスク管理、サステナビリティ、D&I推進に関する幅広い見識を、引き続き当社経営に関する監督機能の強化や経営全般に活かしていただくべく、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏は社外取締役としての在任期間中、当社の取締役としての職責を十分に果たしており、当事業年度においても第22期事業報告（4.役員に関する事項（6）社外役員に関する事項 ③当事業年度における主な活動状況）に記載のとおり職責を全うしていることから、社外取締役としての職責を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- 3) 上記2)に加えて、指名報酬諮問委員会の委員として、役員人事及び役員報酬体系への関与などを通じて、経営陣の監督に努めていただくことを期待しております。

2. 社外取締役候補者の独立性について

同氏は株式会社こころく代表取締役、株式会社イオンファンタジー社外取締役、株式会社ナック社外取締役を務めておりますが、いずれも当社グループとの間には取引関係はありません。なお、株式会社イオンファンタジーの親会社であるイオン株式会社のグループ会社と当社グループとの間には取引関係がありますが、その年間取引額は直近3年間の平均において当社グループの連結売上高の1%未満であります。したがって、当社は同氏が一般株主と利益相反の生じる恐れが無く十分な独立性を有していると判断し、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ており、同氏が取締役に再選され、社外取締役に就任したときは、独立役員としての届出を継続する予定であります。

3. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数

同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終了の時をもって1年となります。

- (注) 1. 上記「2. 社外取締役候補者の独立性について」に記載したとおり、当社は、直近3年間に於いて、丹生谷晋氏が社外取締役に就任予定のA Z - COM丸和ホールディングス株式会社のグループ会社との間、山下真実氏が社外取締役に就任している株式会社イオンファンタジーの親会社であるイオン株式会社のグループ会社との間で僅少額の取引がありました。その他の取締役候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 川橋信夫氏、丹生谷晋氏、山下真実氏とは、それぞれ当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。3氏が取締役に再任され、社外取締役に就任したときは、当社はそれぞれ3氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。
 3. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被ることになる損害賠償金や訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。再任予定の候補者全員及び新任候補者の十河亮介氏はすでに執行役員として当該保険の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。

株主総会参考書類

(ご参考) 取締役会の構成及びスキル・マトリックス (本総会において各候補者が選任された場合)

氏名	属性	地位	期待するスキル							
			企業経営	営業 マーケティング	技術・IT	財務・会計	リスクマネジメント コンプライアンス 監査	グローバル	サステナビリティ	D&I推進 ・人財開発
柴田 敏雄	男性	代表取締役社長 執行役員社長	●	●	●					●
平 喜彦	男性	取締役 常務執行役員		●	●				●	
由井 孝	男性	取締役 常務執行役員	●		●	●				●
十河 亮介	男性	取締役 常務執行役員	●	●		●	●			
川橋 信夫	社外 独立役員 男性	取締役	●	●	●				●	
丹生谷 晋	社外 独立役員 男性	取締役	●			●			●	●
山下 真実	社外 独立役員 女性	取締役	●						●	●
原田 道男	男性	監査役				●	●			
野澤 和史	男性	監査役				●	●			
楓 孝史	社外 独立役員 男性	監査役				●	●			●
黒川 晴正	社外 独立役員 男性	監査役	●	●	●		●			
日野 義英	社外 独立役員 男性	監査役					●		●	●

(注) 1. 上記一覧表は、期待するスキルを最大4項目まで記載したものであり、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

2. 上記一覧表のうち、「グローバル」、「サステナビリティ」、「D&I推進・人財開発」に関するスキルは下記のとおり定義しております。

「グローバル」…………… 海外事業戦略の立案や実施に必要な知見・スキル、グローバル特有なリスク管理の実施に必要な知見・スキル

「サステナビリティ」…………… SDGsやESGなど、社会の持続性に関する諸問題（環境、生物多様性、人権など）への対応を企業経営に反映させるための知見・スキル

「D&I推進・人財開発」…………… 今後の経営・事業において重要であるD&I（ダイバーシティ&インクルージョン）を推進し得る知見・スキル、人財の育成や開発を実行し得る知見・スキル

(ご参考) 政策保有株式に関する状況

当社は、個別の政策保有株式について、保有の目的、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を含む経済合理性ならびに将来の見通し等を検証し、保有の意義が薄れた株式については売却により縮減する方針としています。

また、2023年5月10日に公表しました「中期経営計画2022-2024<2023年5月修正>」におきましては、資本効率向上、キャッシュフロー改善の観点から、政策保有株式残高を2025年3月末までに、2023年3月末比50%まで縮減し、早期に連結純資産比率を20%以内とするとともに、将来的には10%以内とする目標を掲げており、以下のとおり達成いたしました。なお、みなし保有株式に該当する株式は保有しておりません。

【政策保有株式の状況】

	2023年3月末(A)	売却(縮減)状況	2025年3月末(B)	増減	参考(B/A)
銘柄数	91銘柄	30銘柄	61銘柄	▲30銘柄	—
時価・売却額	19,053百万円	18,532百万円	3,475百万円	▲15,578百万円	18.2%
連結純資産	71,137百万円	—	77,315百万円	6,178百万円	—
連結純資産比率	26.8%	—	4.5%	▲22.3%	—

※2025年3月末の時価には、株価変動(上昇)による増加分が加味されております。

以 上

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により緩やかな景気の回復が継続しました。一方で、米国の通商政策の影響による世界経済の不透明感や、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響など、留意すべき景気の下振れ要因が依然として存在する状況にあります。

国内建設市場につきましては、公共事業投資は堅調に推移し、民間設備投資においても持ち直しの動きが見られたものの、建設資材価格の高止まりや労務需給の逼迫などにより厳しい経営環境が続きました。

このような状況の下、当社グループは最終年度を迎えた「中期経営計画2022-2024」に基づき、基本方針である「収益力の向上」「成長分野への挑戦」「人材(=人材)基盤の強化」に取り組んでまいりました。事業別では、国内土木事業は優位技術を軸とした質の向上、国内建築事業は業績改革や高生産の施工体制確立、海外事業はコロナ禍からの回復を追い風とした事業拡大に取り組んだほか、再生可能エネルギー事業をはじめとした新規事業の創出・拡大に取り組みました。

その結果、当期における当社グループの連結業績は、次のとおりとなりました。

売上高につきましては、前期比で165億円減少し、4,630億円となりました。損益につきましては、現在施工中の国内大型建築工事において、工事損失引当金繰入額を含む131億円の損失を計上したものの、その他工事の採算が改善したことで、営業利益76億円(前期比9億円減少)、経常利益37億円(前期比26億円減少)、親会社株主に帰属する当期純利益9億円(前期比32億円減少)となりました。

連結売上高

4,630億円

前期比
△165億円

営業利益

76億円

前期比
△9億円

経常利益

37億円

前期比
△26億円

親会社株主に帰属する
当期純利益

9億円

前期比
△32億円

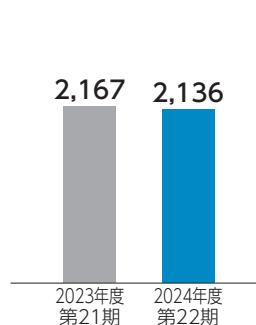
事業報告

土木部門・建築部門それぞれのセグメント業績は以下のとおりであります。なお、部門ごとのデータは、内部売上高、または振替高を含めて記載しております。

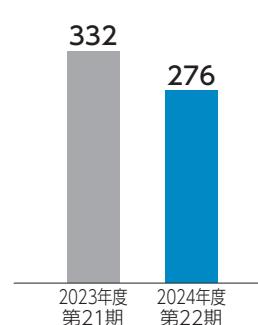
土木部門

売上高は、概ね前期並みの2,136億円（前期比1.4%減少）となりましたが、前期に比べ、採算が大きく好転する大型工事が少なかったことなどにより、売上総利益は276億円（前期比16.8%減少）となりました。

売上高 (億円)



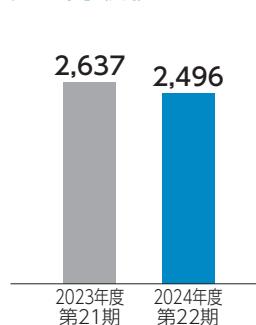
売上総利益 (億円)



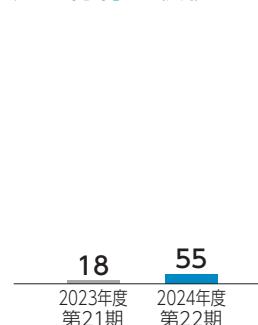
建築部門

売上高は、施工体制の確保を最優先に受注量を一時的に抑制したことにより、2,496億円（前期比5.4%減少）となりました。売上総利益は、採算重視の取り組み徹底により、国内大型建築工事を除く工事の採算が改善したことで55億円（前期比199.3%増加）となりました。

売上高 (億円)



売上総利益 (億円)



事業報告

当社部門別の受注高、完成工事高、繰越高及び当期の主な受注工事、完成工事につきましては、以下のとおりであります。

① 当社部門別の受注高・完成工事高・繰越高

(単位：百万円)

工 事 部 門	前期繰越高	当期受注高	当期完成工事高	次期繰越高
土 木	336,908	99,417	134,191	302,133
建 築	261,381	110,381	185,543	186,219
合 計	598,289	209,798	319,735	488,352

当期受注高の構成比率：	土木工事 47.4%	建築工事 52.6%
官民比率：	官公庁工事 44.7%	民間工事 55.3%

② 当期の主な受注工事

発 注 者 名	工 事 名 称
西日本高速道路株式会社	令和6年度 東九州自動車道 九六位トンネル工事
山口県 宇部市	第90工区 東部浄化センター場内ポンプ棟及び芝中ポンプ場建設工事
国土交通省	R6 能越道穴水越の原橋梁復旧その1工事
小田急不動産株式会社 小田急電鉄株式会社	(仮称) 海老名駅間C棟マンション計画 新築工事
京都府	京都府立向日が丘支援学校校舎改築工事 (主体工事) (再)
THKインディア株式会社	THKインディア第2工場新築工事 (※)

(注) (※)はSMCCコンストラクションインドの受注工事であり、その他は当社の受注工事であります。

③ 当期の主な完成工事

発 注 者 名	工 事 名 称
バングラデシュ人民共和国 鉄道省 バングラデシュ国鉄	ジャムナ鉄道専用橋建設事業 (WD2)
国土交通省	すさみ串本道路 田並トンネル工事
中日本高速道路株式会社	新東名高速道路 滝沢川橋他1橋 (P C上部工) 工事
三井不動産株式会社	(仮称) 三井アウトレットパークマリニピア神戸建替工事
住友金属鉱山株式会社	新居浜電池工場建設土建工事
日本国外務省	在スリランカ日本国大使館増改築工事

(注) 全て当社の完成工事であります。

(2) 資金調達及び設備投資等の状況

当社は、運転資金の安定的かつ機動的な調達手段として、主要取引金融機関とシンジケートローン及びシンジケート方式によるコミットメントライン契約を締結しております。シンジケートローンの残高は、前期末から118億円減少し、期末残高は580億円となりました。

コミットメントライン契約については、前期に引き続き借入限度額272億円、200億円、150億円の3契約の更新を行い、これら3契約の一部について当期中の運転資金として借入実行しております。また、当期中に受注した大型工事の立替運転資金需要に備え、新規コミットメントライン契約として2025年3月26日付で350億円の契約を締結いたしました。なお、当期末現在においては、これら4契約に基づく借入金残高はありません。

当期中に実施いたしました設備投資の総額は当社グループ全体で25億円であり、主なものは、水上太陽光発電事業における発電設備の建設による機械装置等の取得や、工事中機械の取得及び維持・更新であります。

(3) 他の会社の株式の取得または処分の状況

当社は、2025年1月8日付にて、子会社である株式会社免制震デバイスの全株式をセンクシア株式会社へ譲渡することに関して、同社との間で、株式譲渡契約を締結し、2025年1月31日に株式譲渡を完了いたしました。

(4) 対処すべき課題

① 経営環境の見通しと課題

わが国経済の先行きにつきましては、雇用・所得環境が改善する下で緩やかな回復が続くことが期待されます。ただし、物価上昇の継続がもたらす消費者マインドの下振れや米国政権の政策動向などがわが国の景気を下押しするリスクとなっております。また、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

建設業界につきましては、防災・減災、国土強靱化への計画的な投資により公共投資は底堅く推移する見通しです。また、民間企業の設備投資も企業収益の改善等を背景として持ち直し傾向が続く見通しです。一方、資源価格や建設資材価格の高止まり、労務需給の逼迫の影響、2024年4月から適用が開始された建設業への時間外労働の上限規制による影響等、依然として注視する必要がある状況が続いております。

②当社施工の横浜市所在マンションの件

当社施工の横浜市所在マンションの事案につきましては、2017年11月28日付にて、本件マンションの発注者の1社である三井不動産レジデンシャル株式会社（以下、「レジデンシャル社」といいます。）が、本件マンション全棟の建替え費用等の合計約459億円（その後2018年7月11日付にて約510億円の増額、2022年9月30日付にて約510億円から約506億円の減額）を当社並びに杭施工会社2社に対し求償する訴訟を提起し、現在係争中であります。本訴訟及びその関連訴訟（以下、「本訴訟」といいます。）は、調停に付されていたところ、2025年3月13日付で東京地方裁判所により民事調停法第17条に基づく調停に代わる決定（以下、「本件17条決定」といいます。）がなされたものの、他の当事者より民事調停法第18条1項に基づく異議の申立がなされ本件17条決定は効力を失いました。なお、本件17条決定の当社に関連する部分といたしましては、a.レジデンシャル社に対し、解決金として30億7500万円を支払うこと、b.当社とレジデンシャル社及び杭施工会社2社の何れとの間でもその他に何らの債権債務のないことを相互に確認すること、を主な内容としておりました。本訴訟については引き続き審理及び裁判がなされることとなること、当社としてはレジデンシャル社の請求は根拠、理由を欠くものであると考えており、引き続き裁判において、当社の主張を適切に展開してまいります。

③国内大型建築工事及び建築事業の業績改善

現在施工中の国内大型建築工事におきましては、施工・品質管理体制の強化、本支店による施工全般に対する支援や技術的な指導、外部の有識者に参画いただいた調査委員会の提言を踏まえて策定した再発防止策を徹底の上、工事を進めており、2025年8月の竣工を予定しております。加えて、建築事業全般の業績改善につきましては、施工体制逼迫の改善と現場支援体制の再構築、受注プロセスにおけるガバナンス強化と最適な受注ポートフォリオの構築、利益を重視した目標管理の徹底の3点を確実に実施するとともに、リスク対策を実施した工事への入れ替えを進めており、引き続き建築事業の業績改善に取り組んでまいります。

④当社子会社に対する公正取引委員会による立入検査の件

当社子会社である株式会社SMCRが関東地区所在のマンションにおける大規模修繕工事受注に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、2025年4月に公正取引委員会による立入検査を受けました。当社子会社において、こうした調査を受ける事態を真摯に受け止め、同社は、公正取引委員会の調査に全面的に協力してまいります。当社グループでは、かねてより、全社を挙げてかかる不正行為の根絶に取り組んでおります。

(5) 中長期的な会社の経営戦略

当社と、インフロニア・ホールディングス株式会社（以下、「インフロニア」といいます。）は、建設と建設サービス（維持管理、運営）の両輪で成長する総合インフラサービス企業の創出を目的に、インフロニアによる当社の普通株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を通じた経営統合をすることを決定いたしました。

当社は2025年5月14日開催の取締役会において、本公開買付けが開始された場合には、賛同の意見を表明するとともに、株主様に対しても本公開買付けに応募していただくよう推奨する旨の決議をしております。

① 建設業界の環境認識について

当社とインフロニアの中核企業のひとつである前田建設工業は、ともに国内大手の総合建設会社であり、以下の建設業界の市場環境についても、おおむね同様の認識を持っております。

建設業界では少子高齢化による担い手不足の深刻化や、いわゆる「建設業界の2024年問題」と呼ばれる時間外労働への上限規制の適用により、人的なりソース不足の課題はすでに顕在化しております。一方で、国内においては高度経済成長期に全国に張り巡らされた膨大な数の社会インフラの多くが、整備から50年を越え、老朽化が一斉に進んでおります。

短中期的には防災・減災・国土強靱化、カーボンニュートラルへの対応といった観点から、国内の公共投資額は底堅く推移し、さらに国内インフラの維持・更新の事業は拡大傾向にあります。ただ、長期的には人口減少による税収減、高齢化の進展による社会保険費の増大により財政が悪化することで、特に新規の公共工事のための投資は縮小が見込まれております。今後競争が激化することが予測される中で、競争の源泉であるエンジニアリング力（設計・計画から施工管理まで、技術的な知識とスキルを活かして効率的かつ安全にプロジェクトを進める能力）の強化が求められております。

海外については特に新興国（東南アジア、南アジア、アフリカ等）で進む急速な経済成長により、旺盛なインフラ需要を見込んでおります。

こうした激しい産業構造の変化に対応していくため、建設業各社としては、競争力を高めることが急務となっており、企業規模やエンジニアリング力、稼ぐ力といった経営要素を抜本的に見直す等、大きな変化が必要だと考えております。

② 本公開買付けを通じ目指す姿

当社とインフロニアは、本公開買付けを通じて資本関係を構築することにより、両社がこれまで築いてきた成長市場への事業接点、事業基盤、及び顧客接点を最大限活かすことで、激しい変化が予想される建設業界においても、両社の強みである官公庁、民間事業者や、新興国でのインフラ案件の受注を着実に獲得することを目指します。

特に国内におけるインフラサービスは、防災・減災・国土強靱化の観点からも、豊かな国民生活の基盤をつくるという意味で社会を支える事業そのものであると認識しております。両社あわせての建設事業の年間売上高は単純計算で1兆円以上の規模となることを見込まれ、トンネルや橋梁、河川改修、土地造成、上下水道施設、道路など、フルラインナップで川上から川下まで対応可能となり、インフラ運営事業も含めると業界で唯

一無二の立ち位置の企業体となることを見込んでおります。

当社は土木事業及び建築事業の2つのセグメントで事業展開をしており、特に土木事業における橋梁分野では業界屈指の設計・施工実績を有しており、新たな構造形式などによる工期短縮・省力化施工等の技術開発を推進し、高品質で耐久性に優れ、維持管理に配慮された橋梁を提供しております。建築事業においては超高層住宅で豊富な実績を築いているとともに、幅広いプレキャスト技術を保有しております。さらに、海外事業においては東南アジア、南アジアを中心に土木事業におけるODA事業やインフラ事業、建築事業における日系企業の工場施設建設などに強みを有しております。

インフロニアは建築事業、土木事業、舗装事業、機械事業及びインフラ運営事業まで幅広く展開しております。外的要因に左右されずに持続的成長を実現するビジネスモデルの確立を目指し、「総合インフラサービス企業」をグループ全体戦略として設定しております。当社との経営統合により、グループ各社のエンジニアリング力の結集と積極的なM&Aやグローバルなアライアンスによる事業領域の拡大によって競争力を早期に最大化し、高収益かつ安定的な収益基盤を確立・拡大していくことを目指しております。

今回の経営統合により、インフロニアの中核会社のひとつである前田建設工業と当社が建設部門では兄弟会社となり、得意分野を相互補完することでインフラの全ての分野で強みを持つことができ、「総合インフラサービス企業」として、さらなる進化を遂げていくものと確信しております。

なお、当社株式については、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従って、上場廃止となる可能性があるほか、本公開買付け成立時点では当該基準に該当しない場合でも、インフロニアの完全子会社となった時点で、東京証券取引所における株式の上場を廃止することとなります。以下は、今後のスケジュールとなりますが、フィリピン競争法の手続等に要する期間次第で変更となる可能性がございます。

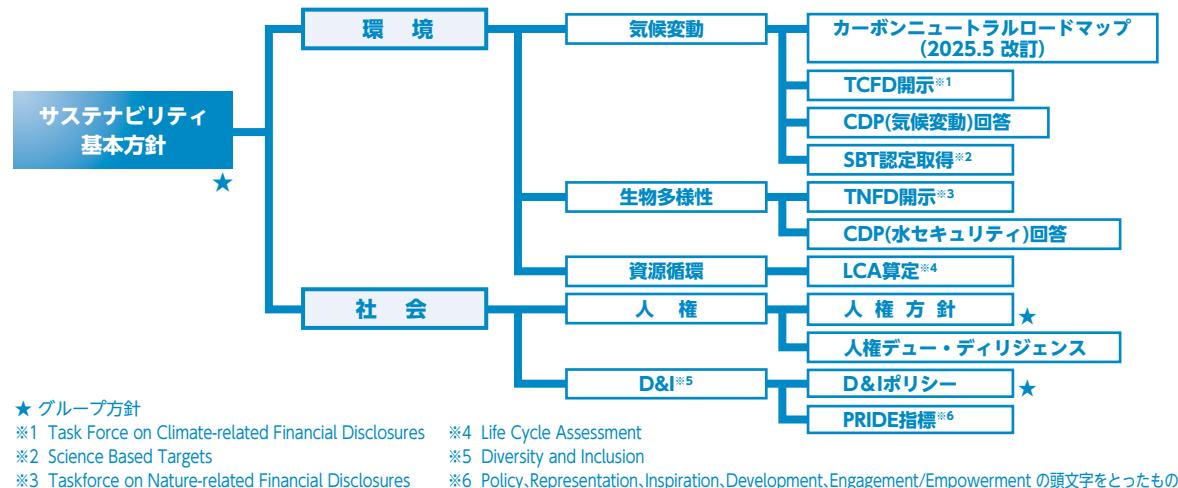
2025年7月上旬頃まで（予定）	フィリピン競争法の手続き
2025年7月上旬（予定）	株式公開買付けの開始
2025年8月上旬～中旬（予定）	株式公開買付けの終了・結果公表
2025年12月中（予定）	経営統合に向けた手続き
2026年1月～（予定）	インフロニアグループへ参画

■ 「サステナブル社会の実現に向けた取り組み」

当社グループは、環境・社会・経済的価値を同時に創出し、サステナブル社会への貢献と当社グループの持続的な成長の好循環の実現に向けて「環境」や「社会」に関する取り組みを強化しております。

2021年12月には、持続可能な社会を実現するために、グローバルな事業活動を通じて社会課題の解決に取り組むことを表明した「三井住友建設サステナビリティ基本方針」を制定し、2024年2月にはグループ全体に拡大した「三井住友建設グループサステナビリティ基本方針」に改訂いたしました。

【ご参考：サステナブル社会の実現に向けた取り組みの体系】



① 気候変動への取り組み

環境方針“Green Challenge 2030”において「脱炭素社会への貢献」を掲げ、事業活動におけるCO₂排出量の削減を目指した取り組みを推進しております。

2020年からCDP（気候変動）への回答を開始し、2021年にはTCFDへの賛同表明、脱炭素に向けた目標設定（カーボンニュートラルロードマップ策定）を行いました。2022年には気候変動によるリスクと機会が及ぼす財務影響を定量化し、2023年には1.5°C水準でのSBT認定を取得いたしました。

2024年度も脱炭素社会への貢献に向け、積極的な取り組みを進めております。カーボンニュートラルロードマップについては、CO₂排出量算定精度向上に伴い、ロードマップの改訂に着手いたしました。

当期における主な成果、取り組み事例

- ・カーボンニュートラルロードマップの改訂に着手
- ・工場等で使用する燃料の一部にB5燃料を使用（Scope 1）
- ・事業所及び新規着作業所におけるグリーン電力の導入（Scope 2）
- ・自社PCa工場で実質再エネ100%電力としグリーン水素を活用（Scope 1,2）
- ・ZEB取得をサポートする簡易評価システム「ZEViewer™」を開発（Scope3）

事業報告

【ご参考：カーボンニュートラルロードマップ改訂版】

※ 2026年6月までに温室効果ガス排出削減目標のScience Based Targets (SBT) 認定を再取得予定です。

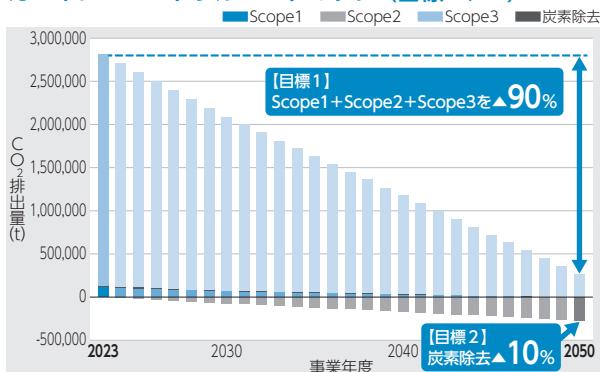
目標1 Scope1+2+3のCO₂排出量について、2050年までに90%削減

目標2 Scope1+2+3のCO₂排出量について、2050年までに炭素除去によりカーボンニュートラル化を実現

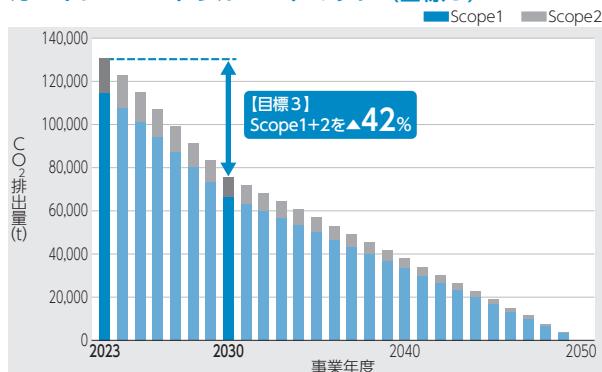
目標3 Scope1+2のCO₂排出量を2030年までに42%削減

目標4 Scope3のCO₂排出量を2030年までに25%削減

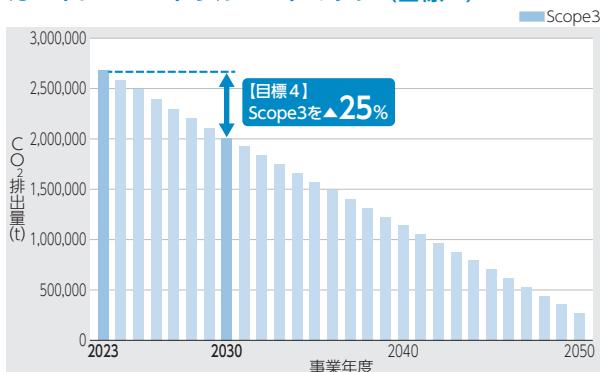
カーボンニュートラルロードマップ (目標1、2)



カーボンニュートラルロードマップ (目標3)



カーボンニュートラルロードマップ (目標4)



② 生物多様性への取り組み

環境方針「Green Challenge 2030」において「自然共生社会への貢献」を掲げ、事業活動における「生物多様性に及ぼす影響の『回避、最小化』」を目指した取り組みを推進しております。

当期における主な取り組み事例

- ・ TNFD※1 開示推奨ガイドラインを参考に、LEAPアプローチ※2 による依存、影響の分析とリスク、機会の検討
- ※1 : Taskforce on Nature-related Financial Disclosures
- ※2 : Locate (発見)、Evaluate (診断)、Assess (評価)、Prepare (準備) の4つのフェーズの頭文字をとったもので、事業活動における自然関連課題を分析するアプローチのこと。

③ 資源循環への取り組み

環境方針“Green Challenge 2030”において「循環型社会への貢献」を掲げ、建設廃棄物のリサイクル率の目標を定め、取り組みを推進しております。

当期における主な取り組み事例

- ・LCA※1の手法による建造物の環境負荷の検討
 - ※1：Life Cycle assessmentの略。建造物の環境影響を評価する仕組みで、国際的なマネジメントシステム規格ISOによって標準化されている。

④ 人権への取り組み

2021年11月には、人権の尊重をすべての事業活動の基本と考え、人権への取り組みを表明した「三井住友建設人権方針」を制定し、人権方針に基づき人権デュー・ディリジェンスに着手しました。2024年2月には人権方針をグループ全体に拡大した「三井住友建設グループ人権方針」に改訂しました。

当期における主な取り組み事例

- ・人権デュー・ディリジェンスの対象の協力会社への拡大、サプライチェーン全体での人権リスクの特定

⑤ ダイバーシティ&インクルージョンの実現

社員一人ひとりがやりがいと成長、働くことの幸せを実感できる企業グループを目指し、働きやすい職場環境の醸成のために様々な取り組みを進めております。

当期における主な取り組み事例

- ・「三井住友建設グループD&Iポリシー」の浸透を目的としたワークショップの開催
- ・一般職から総合職へ区分変更をした社員とその上長をペアとしてワークを実施する研修の実施
- ・海外大学や海外エージェンシーから入社した外国籍社員の支援のための定期面談の実施
- ・女性のからだと健康についての教育の実施
- ・匿名で相談が可能な「D&Iなんでも相談窓口」の開設
- ・D&Iに関する継続的な教育の実施（アンコンシャス・バイアス研修、心理的安全性のづくり方等）
- ・障がい者同士の座談会、障がい者支援者交流会など、障がい者の雇用支援・定着に向けた取り組み
- ・LGBTQ+への理解と配慮についての啓発活動と、PRIDE指標ゴールド認定の受賞
- ・当社グループ全体のD&I推進体制構築に向けた教育の展開

事業報告

■ 「重要課題（マテリアリティ）」

当社グループは、持続可能な社会の実現と当社グループの持続的な成長を遂げるため、優先的に取り組むべき重要課題（マテリアリティ）を2020年度から特定しております。（2022年3月に一部見直し）

【ご参考：マテリアリティ・マトリックス】

マテリアリティ・マトリックス

- 1 持続可能な社会の実現
 2 安全で快適な社会の実現
 3 魅力ある職場環境実現と人材の確保・育成
 4 経営基盤の強化



事業活動の前提となる重要課題

企業経営の基盤となる課題

- ガバナンスの高度化
- リスクマネジメントの推進
- コンプライアンスの強化
- 安定的な収益基盤の構築

建設事業者としての使命である重要課題

- 生活の質の向上をささえる街づくり・住まいづくり
- 長寿命で災害に強いインフラの構築
- インフラ整備による社会経済発展の支援

(6) 配当政策

当社は、企業体質の強化及び将来の事業展開に備えて内部留保の充実を図りつつ、安定的な配当政策を維持することを基本とし、業績の推移と今後の経営環境等を総合的に勘案して利益配分を決定する方針としております。

当期の配当につきましては、当期業績及び今後の経営環境・業績見込み等を総合的に勘案し、前期と同額の1株につき年14円とさせていただきます。

事業報告

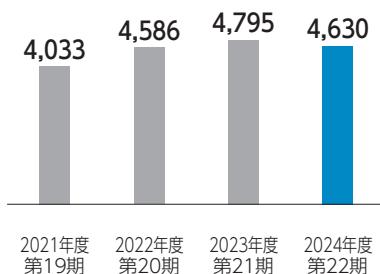
(7) 財産及び損益の状況の推移

① 当社グループの財産及び損益の状況

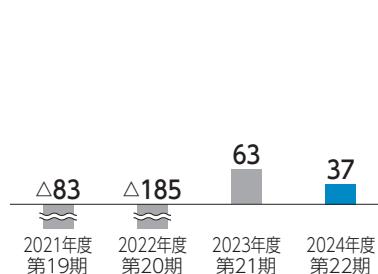
区 分	2021年度 第 19 期	2022年度 第 20 期	2023年度 第21期	2024年度 第22期 (当期)
売上高 (百万円)	403,275	458,622	479,488	462,982
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△8,340	△18,483	6,291	3,725
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△7,022	△25,702	4,006	855
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	△44.93	△164.32	25.58	5.46
総資産 (百万円)	394,073	410,153	411,601	393,474
純資産 (百万円)	99,701	71,137	77,165	77,315

(注) 「1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)」は、期中平均発行済株式数により算出しております。

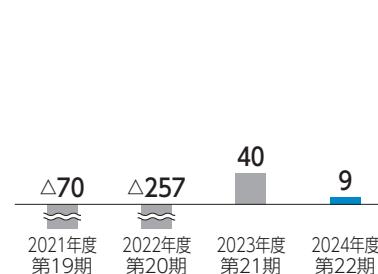
売上高 (億円)



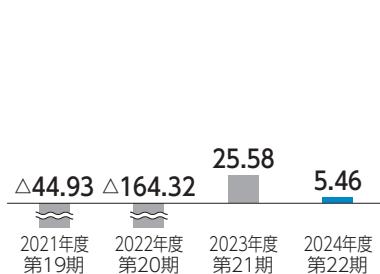
経常利益又は経常損失 (△) (億円)



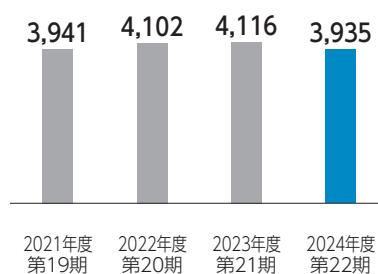
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△) (億円)



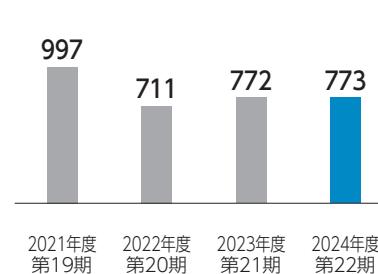
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)



総資産 (億円)



純資産 (億円)



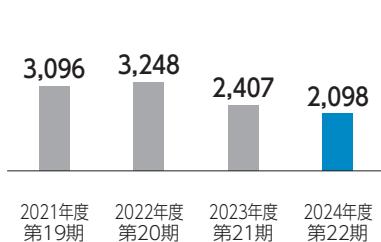
事業報告

② 当社の財産及び損益の状況

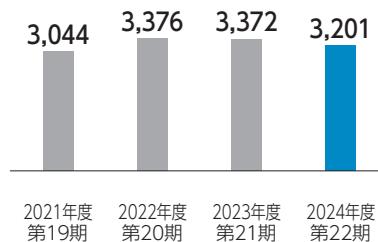
区 分	2021年度 第19期	2022年度 第20期	2023年度 第21期	2024年度 第22期 (当期)
受注高 (百万円)	309,569	324,843	240,672	209,798
売上高 (百万円)	304,387	337,591	337,225	320,084
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△11,471	△21,412	4,548	△197
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△8,557	△25,619	4,505	912
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	△54.76	△163.79	28.76	5.82
総資産 (百万円)	315,941	327,104	319,905	313,420
純資産 (百万円)	70,627	40,388	45,614	44,194

(注) 「1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)」は、期中平均発行済株式数により算出しております。

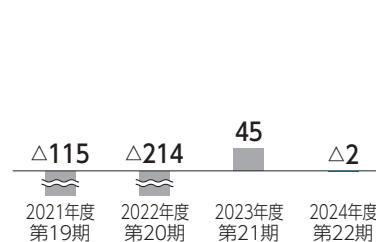
受注高 (億円)



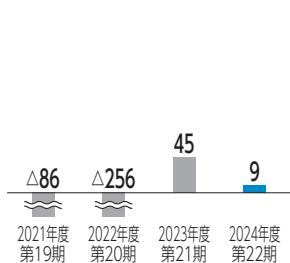
売上高 (億円)



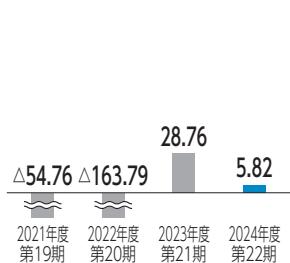
経常利益又は経常損失(△) (億円)



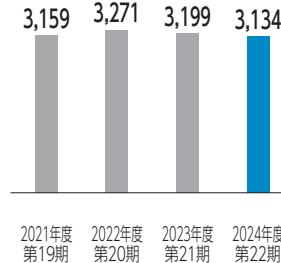
当期純利益又は当期純損失(△) (億円)



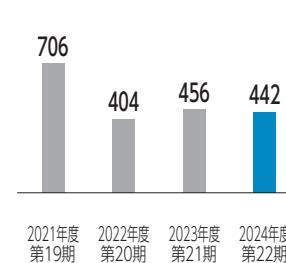
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)



総資産 (億円)



純資産 (億円)



事業報告

(8) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
三井住建道路株式会社	1,329百万円	53.7%	道路舗装他
三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社	400百万円	100.0%	橋梁工事他
ドーピー建設工業株式会社	300百万円	100.0%	橋梁工事他
株式会社SMC R	216百万円	100.0%	リニューアル工事他
SMCプレコンクリート株式会社	100百万円	100.0%	コンクリート製品の製造・販売他
SMC商事株式会社	100百万円	100.0%	建設資材販売他
SMCテック株式会社	100百万円	100.0%	仮設資機材リース他
SMCシビルテクノス株式会社	100百万円	100.0%	土木リニューアル工事他
SMCCフィリピンズ	14百万 ^{フィリピンペソ}	40.0%	総合建設業
SMCCウタマインドネシア	35,189百万 ^{インドネシアルピア}	70.0%	総合建設業
SMCCタイランド	5百万 ^{タイバーツ}	49.0%	総合建設業
SMCCコンストラクションインド	2百万 ^{インドルピー}	100.0%	総合建設業
SMCCオーバーシーズシンガポール	15百万 ^{シンガポールドル}	100.0%	総合建設業
Antara Koh Private Limited	15百万 ^{シンガポールドル}	100.0%	土木工事 海上・水上杭工事他

(注) 1. SMCプレコンクリート株式会社は、2024年11月15日付にて全株式を当社が取得したことにより、完全子会社となっております。

2. 当期末における連結対象子会社は21社であります。

(9) 主要な事業内容

当社グループは、建設事業を主な事業内容としております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者〔(特-3)第200号〕として国土交通大臣許可を受け、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行うほか、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者〔(17)第1号〕として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(10) 主要な営業所等

① 当社

本店 東京都中央区佃二丁目1番6号
 新川オフィス 東京都中央区新川二丁目27番1号
 R & D センター 千葉県流山市駒木518番地の1

支店

北海道支店	(札幌市中央区)	静岡支店	(静岡市葵区)
東北支店	(仙台市青葉区)	中部支店	(名古屋市中区)
東関東支店	(千葉市美浜区)	大阪支店	(大阪府中央区)
東京土木支店	(東京都中央区)	広島支店	(広島市中区)
東京建築支店	(東京都中央区)	四国支店	(愛媛県新居浜市)
国際支店	(東京都中央区)	九州支店	(福岡市博多区)
横浜支店	(横浜市神奈川区)		

海外事務所

マニラ	(フィリピン)	ジャカルタ	(インドネシア)
グアム	(アメリカ)	バンコク	(タイ)
ハノイ	(ベトナム)	ヤンゴン	(ミャンマー)
シンガポール	(シンガポール)	プノンペン	(カンボジア)

- (注) 1. R & Dセンターは、2025年4月1日付にて技術研究所に改称しております。
 2. 国際支店は、2025年4月1日付にて国際事業本部に改組しております。

② 子会社

国内 三井住建道路株式会社 (東京都新宿区)
 三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社 (千葉市美浜区)
 ドーピー建設工業株式会社 (札幌市中央区)
 株式会社SMC R (東京都中央区)
 SMCプレコンクリート株式会社 (東京都中央区)
 SMC商事株式会社 (東京都中央区)
 SMCテック株式会社 (千葉県流山市)
 SMCシビルテクノス株式会社 (東京都中央区)

海外 SMCCフィリピンズ (フィリピン)
 SMCCウタマインドネシア (インドネシア)
 SMCCタイランド (タイ)
 SMCCコンストラクションインド (インド)
 SMCCオーバーシーズシンガポール (シンガポール)
 Antara Koh Private Limited (シンガポール)

事業報告

(11) 従業員の状況

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
5,392 [2,112] 名	△130 名

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	2,416 名	△81 名	47.7 歳	22.5 年
女 性	487	21	38.7	13.5
計	2,903	△60	46.2	21.0

(注) 平均年齢及び平均勤続年数は、それぞれ小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。

(12) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社三井住友銀行	19,522 百万円
三井住友信託銀行株式会社	9,482
株式会社三十三銀行	4,500
株式会社あおぞら銀行	3,125
株式会社東京スター銀行	2,500
株式会社SBI新生銀行	2,000
株式会社りそな銀行	1,250

2 株式に関する事項

- (1) 単元株式数 100株
 (2) 発行済株式の総数 162,673,321株 (自己株式5,788,439株を含む)
 (3) 当期末株主数 68,322名
 (4) 大株主の状況

株 主 名	持株数 (単位：千株)	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	20,484	13.05%
株式会社南青山不動産	15,043	9.58%
野村 絢	14,776	9.41%
株式会社レノ	14,550	9.27%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,005	3.19%
三井住友建設取引先持株会	2,611	1.66%
野村證券株式会社	2,344	1.49%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	2,292	1.46%
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	2,284	1.45%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	2,020	1.28%

- (注) 1. 当社は自己株式5,788,439株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
 2. 持株比率の算定にあたっては、発行済株式総数から自己株式5,788,439株を除いております。

(5) 事業年度中に会社役員に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項

当社は、当事業年度において、以下のとおり譲渡制限付株式報酬として自己株式を交付いたしました。なお、社外取締役及び監査役に対しては、譲渡制限付株式報酬は交付しておりません。

交付日	: 2024年8月13日		
交付した株式の総数	: 176,088株		
株式の交付価額の総額	: 69,906,936円		
交付対象者数	: 当社の取締役 (社外取締役を除く。)	4名	43,114株
	当社の執行役員	22名	132,974株

- (注) 2024年7月17日開催の取締役会決議 (同日公表「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」) に基づき交付したものであります。

3 新株予約権等の状況

該当する事項はございません。

4 役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

氏名	会社における地位及び担当、重要な兼職の状況
柴田敏雄※	代表取締役社長 執行役員社長
相良毅※	取締役 専務執行役員 安全環境生産管理本部担当役員 建築工事審査担当
平喜彦※	取締役 常務執行役員 土木本部長
由井孝※	取締役 常務執行役員 経営企画本部長 DX推進担当
笹本前雄	取締役
内野崇	取締役 一般社団法人経営研究所 代表理事
川橋信夫	取締役
丹生谷晋	取締役 出光興産株式会社 エグゼクティブ・フェロー
山下真実	取締役 株式会社こころく 代表取締役 株式会社イオンファンタジー 社外取締役 株式会社ナック 社外取締役
原田道男	常勤監査役
野澤和史	常勤監査役
楓孝史	常勤監査役
黒川晴正	監査役 住友金属鉱山株式会社 顧問 株式会社エンビプロ・ホールディングス 顧問 東京大学生産技術研究所 特任教授
日野義英	監査役 東京八丁堀法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役笹本前雄氏、取締役内野崇氏、取締役川橋信夫氏、取締役丹生谷晋氏及び取締役山下真実氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役楓孝史氏、監査役黒川晴正氏及び監査役日野義英氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役原田道男氏は、経理部門の長年の業務経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役笹本前雄氏、取締役内野崇氏、取締役川橋信夫氏、取締役丹生谷晋氏、取締役山下真実氏、常勤監査役楓孝史氏、監査役黒川晴正氏及び監査役日野義英氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。

5. 当期中の取締役及び監査役の異動

(1) 2024年6月27日開催の第21期定時株主総会において次のとおり新たに選任され、同日就任いたしました。

取 締 役	平 喜 彦
取 締 役	由 井 孝
取 締 役	川 橋 信 夫
取 締 役	丹 生 谷 晋
取 締 役	山 下 真 実
監 査 役	楓 孝 史
監 査 役	日 野 義 英

(2) 2024年6月27日開催の第21期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により次のとおり退任いたしました。()内は退任直前の地位であります。

君 島 章 兒	(取 締 役)
近 藤 重 敏	(取 締 役)
杉 江 潤	(取 締 役)
細 川 珠 生	(取 締 役)
川 田 司	(取 締 役)
加 藤 善 行	(常 勤 監 査 役)
村 上 愛 三	(監 査 役)

(3) 2024年6月27日開催の取締役会において次のとおり選定され、同日就任いたしました。()内は従前の地位であります。

代表取締役社長 柴 田 敏 雄 (代表取締役社長)

(4) 2025年3月31日付で次のとおり執行役員を退任いたしました。()内は従前の地位であります。

相 良 毅 (専務執行役員)

6. 当社は執行役員制度を導入しており、前記の※の取締役は執行役員を兼務しております。なお、2025年3月31日現在における執行役員(執行役員を兼務している取締役を除く。)は次のとおりであります。

氏 名	会社における地位及び担当	
三 森 義 隆	執行役員副社長	社長特命担当
尾 藤 勇	専務執行役員	土木本部技術担当
則 行 達 也	専務執行役員	社長特命担当
加 茂 裕 之	専務執行役員	東京建築支店長
安 達 紳 児	専務執行役員	大阪支店長
山 地 齊	常務執行役員	国際本部副本部長 (土木部門担当)、国際支店マニラ事務所長
片 山 知 巳	常務執行役員	建築本部長
蔵 田 富 雄	常務執行役員	建築本部副本部長 兼 技術部門統括
中 村 收 志	常務執行役員	中部支店長
松 井 豊 雄	常務執行役員	建築本部副本部長 兼 営業部門統括
柳 瀬 進	常務執行役員	国際本部長

事業報告

氏名	会社における地位及び担当
中嶋光祥	常務執行役員 土木本部副本部長 兼 工事技術部門統括
伊本知司	常務執行役員 国際支店長
十河亮介	常務執行役員 経営企画本部副本部長
清水修	執行役員 取締役会事務局長、経営企画本部副本部長（D&I推進部担当）
青木博	執行役員 建築本部本部次長
川口時栄	執行役員 建築本部本部次長
濱野哲也	執行役員 横浜支店長
谷口秀明	執行役員 技術開発本部長
大場聡	執行役員 東京土木支店長
松尾勉	執行役員 広島支店長
和田毅智	執行役員 管理本部長
吉田新吾	執行役員 土木本部副本部長 兼 営業部門統括（PC営業担当）
落合紀博	執行役員 東京建築支店副支店長
高橋克行	執行役員 国際支店副支店長 兼 土木部長

（注）2025年3月31日付にて次のとおり退任いたしました。（ ）内は退任直前の地位であります。

安達紳児（専務執行役員）
片山知己（常務執行役員）
蔵田富雄（常務執行役員）
中村收志（常務執行役員）
松尾勉（執行役員）

(2) 責任限定契約に関する事項

当社は社外取締役及び監査役の全員との間でそれぞれ、その職務を行うにつき、善意にしてかつ重大な過失がなかったときは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、いずれも法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 補償契約に関する事項

該当する事項はございません。

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社ならびに一部の子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は特約部分を含め全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被ることになる損害賠償金や訴訟費用を当該保険契約により填補するものであります。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による任務懈怠につき悪意または重大な過失がある場合の損害賠償金等については、填補の対象外としております。当社は、当該保険契約を1年ごとに更新しております。

(5) 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、指名・報酬諮問委員会の協議結果を踏まえて、2022年4月22日開催の取締役会において、業績指標等に直接連動する業績連動報酬（金銭）を導入することとし、次いで2023年2月8日開催の取締役会において、業績連動報酬（金銭）の指標に個人業績を追加することとしたことから、2021年2月24日開催の取締役会において定めた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容を一部改定しております。また、2024年9月26日開催の取締役会において指名・報酬諮問委員会の規則を改定したことから、その方針の内容の概要等は次のとおりとなっております。

1. 基本方針

当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）の報酬は、基本報酬としての金銭報酬、業績連動報酬としての金銭報酬と、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲をより一層高めるための中長期インセンティブ報酬としての譲渡制限付株式報酬により構成する。

社外取締役については、監視・監督を担う役割に鑑み基本報酬としての金銭報酬のみとする。

2. 金銭報酬等（業績連動報酬及び非金銭報酬等以外）の額またはその算定方法の決定方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

対象取締役の基本報酬（金銭）は、月例報酬とし、役位ごとの役割のほか、経営環境、業績、関連する業界の他社の報酬水準、従業員に対する処遇との整合性を考慮して適切な水準を定めることを基本とする。

社外取締役の基本報酬（金銭）は、月例報酬とし、優秀な人材の確保ならびに独立役員としての監視・監督機能を有効に機能させること等を考慮して相当な水準を定めることを基本とする。

3. 業績連動報酬等に係る業務指標の内容及び金額の算定方法に関する決定方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

対象取締役の業績連動報酬（金銭）は、評価対象期間における「平均連結営業利益」、「ESGに関する社外評価」、「人事関連指標」の目標に対する達成度合い等を取締役会で決定された割合により月例の基本報酬（金銭）に増減させることにより支給することとする。

業績連動報酬（金銭）の指標及び月例の基本報酬（金銭）に増減させる割合を変更する場合は、指名・報酬諮問委員会の協議を経て取締役会で決定する。

4. 非金銭報酬等の内容及びその額もしくは数または算定方法の決定方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

a. 譲渡制限付株式の割当及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社定時株主総会後に開催される当社取締役会の決議に基づき、年額60百万円の範囲内で、次回の定時株主総会までの報酬として、譲渡制限付株式割当のための金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当を受ける。

なお、譲渡制限付株式の1株あたりの払込金額は、その割当に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記cに定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

b. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して当社が割り当てる譲渡制限付株式の総数は、各事業年度あたり150,000株を上限とする。

ただし、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該株式分割の比率または株式併合の比率等に応じて、当該譲渡制限付株式の総数を合理的な範囲で調整することができる。

c. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当に際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当を受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

イ. 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当を受けた対象取締役は、30年の期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

ロ. 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当を受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）の全部を当然に無償で取得する。なお、本割当株式のうち、上記イの譲渡制限期間が満了した時点において下記ハの譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合、当社はこれを当然に無償で取得する。

また、譲渡制限期間中に対象取締役が、禁固以上の刑に処せられた場合、当社の事前承諾無く当社事業と競業する業務に従事した場合、法令、当社の内部規程等に重要な点で違反したと取締役会が認めた場合等においても、当社は本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

八. 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当を受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役または執行役員の内いずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員の内いずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

二. 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

ホ. その他取締役会で定める事項

上記の他、譲渡制限付株式割当契約における意思表示及び通知の方法、譲渡制限付株式割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を譲渡制限付株式割当契約の内容とする。

5. 取締役の個人別の報酬等の額に対する金銭報酬の額と非金銭報酬等の額の割合の決定に関する方針

対象取締役の、金銭報酬（基本報酬及び業績連動報酬）と譲渡制限付株式報酬との割合は、経営環境、業績、関連する業界の他社の報酬水準を考慮して適切な割合とすることを基本とし、比率の目安は以下のとおりとする。

・金銭報酬（基本報酬）60%、金銭報酬（業績連動報酬）30%、譲渡制限付株式報酬10%

6. 取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定方針

（上記2・3・4に記載。）

7. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

当社は取締役会で取締役の個人別の報酬等の決定方針を決定するとともに、その方針に基づいた具体的な役員報酬体系・水準等について取締役会で協議・決定した上で、その範囲内で詳細な個人別の報酬について取締役会から授権を受けた代表取締役が決定する。

当社の取締役会で役員報酬体系・水準等を協議・決定するに際しては、取締役会の諮問機関であり、過半数の委員を社外役員で構成する指名・報酬諮問委員会の協議を取締役会への付議の条件とする。

8. その他取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

（上記4 c 口に記載。）

9. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

上記のとおり、取締役会において、役員報酬体系・水準等を協議・決定するにあたっては、指名・報酬諮問委員会において、上記の決定方針を踏まえて協議を行って取締役会に対して報告しており、取締役会もその指名・報酬諮問委員会の協議の結果を踏まえて、上記の決定方針に基づき議論を行っているため、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等は上記決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- (1) 2019年6月27日開催の第16期定時株主総会において、報酬限度額は、取締役年額総額450百万円以内（うち社外取締役80百万円以内）、その報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含むものと決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役3名）であります。

また、同定時株主総会において、監査役年額総額108百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は5名（うち、社外監査役3名）であります。

- (2) 2018年6月28日開催の第15期定時株主総会において、上記（1）の報酬の別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権年額総額60百万円以内（社外取締役を除く。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役2名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

上記のとおり、当社は、代表取締役に対して、取締役会が決定した役員報酬体系・水準等の範囲内で個人別の報酬等の額の決定を委任しております。当該委任を行う理由は、取締役の業績を踏まえて、適時・適切な個人別報酬の内容を決定するためであります。

当事業年度においては、金銭報酬等及び非金銭報酬等の個人別の報酬等の内容の決定を代表取締役柴田敏雄に委任しております。なお、上記のとおり、過半数の委員を社外役員で構成する指名・報酬諮問委員会の協議を取締役会への付議の条件とし、具体的な役員報酬体系・水準等について事前に取締役会で協議・決定することにより、委任された権限が適切に行使されるようにしております。

④ 業績連動報酬等に関する事項

- (1) 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由

業績連動金銭報酬は、会社業績を示す指標を基礎として決定いたします。評価指標としましては、評価対象期間における「平均連結営業利益」、「ESGに関する社外評価」、「人事関連指標」の目標に対する達成度合い等をその内容としております。

これらの指標を選択した理由は、経営戦略と役員報酬との整合性・連動性や業績向上へのインセンティブを更に高めるとともに、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとしても機能する報酬制度とするためであります。

(2) 業績連動報酬等の額又は数の算定方法

評価基準年度の連結営業利益の平均が中期経営計画の目標値であった場合を「標準支給額」とし、「標準支給額」を下記の業務指標等を考慮して増減させることにより算定しております。

指標	算定方法
平均連結営業利益	評価基準年度の連結営業利益平均により評価する。評価により「標準支給額」を±30%の範囲で増減させる。
ESGに関する社外評価	前年度のCDP（気候変動）の評価結果により評価（A～Cの3段階評価）する。評価により連結営業利益の「標準支給額」を±5%の範囲で増減させる。
人事関連指標	前年度の当社社員の「平均月時間外・休日労働時間」「年間平均有給休暇の取得率」により評価（AA～CCの5段階評価）する。評価により連結営業利益の「標準支給額」を±5%の範囲で増減させる。

(3) 業績連動報酬等の額の算定に用いた業績指標に関する実績

指標	内容	実績
平均連結営業利益	2022年度・2023年度の平均連結営業利益	△51億円
ESGに関する社外評価	2023年度のCDP評価結果	A-
人事関連指標	2023年度の当社社員の平均月時間外・休日労働時間	21.0時間
	2023年度の当社社員の年間平均有給休暇の取得率	57.9%

- (注) 1. 標準支給額の算定の基礎となる連結営業利益の目標値は、2022年3月に発表した「中期経営計画2022-2024」の数値によることとしております。
 2. 業績連動報酬の導入にあたり、標準支給額及び平均連結営業利益の算定の基礎となる評価基準年度については、次のとおりとしております。

報酬年度(7月～翌6月)	評価基準年度
2024年度	2022年度・2023年度の平均
2025年度	2022年度・2023年度・2024年度の平均

⑤ 非金銭報酬等に関する事項

上記①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項4. 非金銭報酬等の内容及びその額もしくはは数または算定方法の決定方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）に記載のとおりであります。

② 社外役員の報酬等の総額等

	員数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	非金銭報酬	業績連動報酬
			社外役員	13	96

(注) 1. 株主総会決議による報酬限度額は、(5) ②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項に記載のとおりであります。

2. 期末現在の社外取締役は5名、社外監査役は3名であります。上表には2024年6月27日開催の第21期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役3名及び社外監査役2名を含んでおります。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
笹本前雄	社外取締役	当事業年度中に開催された取締役会には24回中24回（100％）出席し、主に企業経営を通じて培った豊富な知見・経験から、当社の経営上有益な指摘、意見を客観的に述べております。 また、上記のほか、指名・報酬諮問委員会の議長を務め、当事業年度開催の同委員会の全て（13回）に出席し、独立した客観的立場から役員人事及び役員報酬体系に関し積極的に関与するなど、これらの活動を通じて経営陣の監督に努めており、期待される役割を適切に果たしております。
内野 崇	社外取締役	当事業年度中に開催された取締役会には24回中24回（100％）出席し、主に経営学に関する高度な専門知識や幅広い見識から、当社の経営上有益な指摘、意見を客観的に述べております。 また、上記のほか、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の同委員会の全て（13回）に出席し、独立した客観的立場から役員人事及び役員報酬体系に関し積極的に関与するなど、これらの活動を通じて経営陣の監督に努めており、期待される役割を適切に果たしております。
川橋信夫	社外取締役	当事業年度在任期間中に開催された取締役会には18回中18回（100％）出席し、主に経営者としての豊富な経験により培った客観的な視点、幅広い見識から、当社の経営上有益な指摘、意見を客観的に述べております。 また、上記のほか、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度在任期間中に開催された同委員会の全て（9回）に出席し、独立した客観的立場から役員人事及び役員報酬体系に関し積極的に関与するなど、これらの活動を通じて経営陣の監督に努めており、期待される役割を適切に果たしております。

事業報告

氏名	地位	主な活動状況
丹生谷 晋	社外取締役	<p>当事業年度在任期間中に開催された取締役会には18回中16回（88.9%）出席し、主に経営に関する幅広い知見や見識から、当社の経営上有益な指摘、意見を客観的に述べております。</p> <p>また、上記のほか、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度在任期間中に開催された同委員会の9回中8回（88.9%）に出席し、独立した客観的立場から役員人事及び役員報酬体系に関し積極的に関与するなど、これらの活動を通じて経営陣の監督に努めており、期待される役割を適切に果たしております。</p>
山下 真実	社外取締役	<p>当事業年度在任期間中に開催された取締役会には18回中17回（94.4%）出席し、主に起業や経営に関する豊富な経験や幅広い見識から、当社の経営上有益な指摘、意見を客観的に述べております。</p> <p>また、上記のほか、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度在任期間中に開催された同委員会の9回中8回（88.9%）に出席し、独立した客観的立場から役員人事及び役員報酬体系に関し積極的に関与するなど、これらの活動を通じて経営陣の監督に努めており、期待される役割を適切に果たしております。</p>
楓 孝史	社外監査役 (常勤監査役)	<p>当事業年度在任期間中に開催された取締役会には18回中18回（100%）、また、監査役会には12回中12回（100%）出席したほか、常勤監査役として内部統制委員会等の重要な会議にも出席し、主に出身分野である金融機関で培った豊富な知見から、当社の経営上有益な指摘、意見を客観的に述べております。</p>
黒川 晴正	社外監査役	<p>当事業年度中に開催された取締役会には24回中20回（83.3%）、また、監査役会には15回中15回（100%）出席し、主に出身企業における製造及び技術分野ならびに企業経営での経験から、当社の経営上有益な指摘、意見を客観的に述べております。</p> <p>また、上記のほか、指名・報酬諮問委員会の委員またはオブザーバーとして、当事業年度開催の同委員会の13回中11回（84.6%）に出席し、客観的立場から役員人事及び役員報酬体系に関し積極的に意見を述べております。</p>
日野 義英	社外監査役	<p>当事業年度在任期間中に開催された取締役会には18回中18回（100%）、また、監査役会には12回中12回（100%）出席し、主にガバナンス、法律面の課題ならびに経営課題につき、弁護士としての専門的見地から、有益な指摘、意見を客観的に述べております。</p> <p>また、上記のほか、指名・報酬諮問委員会の委員またはオブザーバーとして、当事業年度在任期間中に開催された同委員会の9回中8回（88.9%）に出席し、客観的立場から役員人事及び役員報酬体系に関し積極的に意見を述べております。</p>

(注) 1. 上記取締役会及び指名・報酬諮問委員会の開催回数には、書面決議を含んでおりません。

2. 指名・報酬諮問委員会の構成の見直しにより、社外監査役黒川晴正氏及び社外監査役日野義英氏は、当事業年度途中より、同委員会のオブザーバーとして出席しております。

- ・各社外取締役は、取締役会以外の重要な会議等への出席を通じ、当社の全社的な経営状況の理解に努めております。
- ・各社外監査役は、会計監査人との定例会合に出席するとともに、本支店、子会社等の監査にも適宜参加し、質問を行い、説明を受けております。また、他の常勤監査役より監査の遂行状況の報告を受け、必要に応じ意見を述べております。さらに、代表取締役・社内取締役との定例会合にも出席し、活発な意見交換を通じて代表取締役・社内取締役との意思疎通の一層の向上に努めております。
- ・社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬諮問委員会において役員候補者の指名、後継者承継ならびに取締役及び執行役員の報酬について活発かつ有益な議論を行っております。
- ・社外取締役と監査役（社外監査役を含む。）は、定期的に会合を開催し、経営上の重要な課題、取締役会のあり方などについて、情報共有及び意見交換をしております。
- ・各社外役員は、取締役会その他重要な会議における審議を通じて、法令遵守体制の強化やグループ内部統制システムの運用の実効性の確保・改善に向けた提言・意見表明を積極的に行うなどしてその職責を全うしております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|--------|
| ① 会計監査人の報酬等の額 | 83百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 128百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を区分しておりませんので、①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を聴取して、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び監査報酬の推移等を確認し検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、同意しました。
3. 当社の重要な子会社のうち、ドービー建設工業株式会社、SMCプレコンクリート株式会社及び海外の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 責任限定契約に関する事項

該当する事項はございません。

(4) 補償契約に関する事項

該当する事項はございません。

(5) 非監査業務の内容

該当する事項はございません。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社においては、監査役会が、経営執行部門と連携して、会計監査人の独立性及び審査体制その他の会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の整備・運用状況を注視しつつ、職務を適切に遂行するうえで支障があると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役が当該議案を株主総会に提出する方針です。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると判断されるときは、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

以上のご報告は次の方法により記載しております。

- (1) 記載金額は、本文中の億円単位の表示は表示単位未満四捨五入とし、それ以外の金額の表示は表示単位未満切り捨てにより表示しております。
- (2) 千株単位の記載株数は、千株未満切り捨てにより表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	337,524	流動負債	254,940
現金預金	72,668	支払手形・工事未払金等	82,370
受取手形・完成工事未収入金等	179,578	電子記録債務	29,339
未成工事支出金等	42,093	短期借入金	31,530
その他	44,632	1年内償還予定の社債	5,000
貸倒引当金	△1,449	リース債務	655
		未払費用	6,878
固定資産	55,950	未払法人税等	870
有形固定資産	36,622	未成工事受入金	62,336
建物・構築物	7,634	完成工事補償引当金	401
機械・運搬具及び工具器具備品	11,577	工事損失引当金	13,020
土地	16,195	偶発損失引当金	2,159
建設仮勘定	1,215	その他	20,377
無形固定資産	4,945	固定負債	61,219
投資その他の資産	14,382	社債	5,000
投資有価証券	3,749	長期借入金	35,432
繰延税金資産	4,947	リース債務	1,377
退職給付に係る資産	26	再評価に係る繰延税金負債	583
その他	6,553	株式報酬引当金	67
貸倒引当金	△895	長期未払法人税等	490
資産合計	393,474	退職給付に係る負債	16,989
		その他	1,278
		負債合計	316,159
		(純資産の部)	
		株主資本	66,351
		資本金	12,003
		資本剰余金	525
		利益剰余金	57,363
		自己株式	△3,540
		その他の包括利益累計額	3,759
		その他有価証券評価差額金	366
		繰延ヘッジ損益	40
		土地再評価差額金	66
		為替換算調整勘定	3,585
		退職給付に係る調整累計額	△299
		非支配株主持分	7,204
		純資産合計	77,315
		負債純資産合計	393,474

連結計算書類

連結損益計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		462,982
売上原価		429,770
売上総利益		33,211
販売費及び一般管理費		25,624
営業利益		7,587
営業外収益		
受取利息	1,669	
受取配当金	125	
受取補償金	739	
その他	407	2,942
営業外費用		
支払利息	3,401	
為替差損	477	
コミットメントライン手数料	1,688	
その他	1,236	6,804
経常利益		3,725
特別利益		
固定資産売却益	266	
関係会社株式売却益	1,560	
その他	17	1,844
特別損失		
減損損失	5	
固定資産処分損	77	
投資有価証券評価損	912	
その他	24	1,019
税金等調整前当期純利益		4,550
法人税、住民税及び事業税	3,224	
法人税等調整額	141	3,365
当期純利益		1,185
非支配株主に帰属する当期純利益		329
親会社株主に帰属する当期純利益		855

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	268,493	流動負債	216,108
現金預金	45,903	支払手形	884
受取手形	206	電子記録債務	23,563
完成工事未収入金	133,331	工事未払金	57,971
有価証券	278	短期借入金	36,192
未成工事支出金	21,622	1年内償還予定の社債	5,000
材料貯蔵品	15,842	リース債務	71
その他	53,068	未払法人税等	156
貸倒引当金	△1,760	未成工事受入金	52,826
固定資産	44,926	完成工事補償引当金	312
有形固定資産	11,954	工事損失引当金	12,398
建物・構築物	3,069	偶発損失引当金	2,159
機械・運搬具	2,692	その他	24,572
工具器具・備品	431	固定負債	53,116
土地	5,109	社債	5,000
建設仮勘定	652	長期借入金	35,415
無形固定資産	1,874	リース債務	148
投資その他の資産	31,097	長期未払法人税等	490
投資有価証券	3,475	退職給付引当金	11,920
関係会社株式・関係会社出資金	16,574	その他	142
長期貸付金	3,057	負債合計	269,225
破産更生債権等	579	(純資産の部)	
長期前払費用	922	株主資本	43,791
繰延税金資産	4,234	資本金	12,003
その他	3,099	資本剰余金	200
貸倒引当金	△845	その他資本剰余金	200
資産合計	313,420	利益剰余金	35,127
		利益準備金	2,682
		その他利益剰余金	32,445
		繰越利益剰余金	32,445
		自己株式	△3,540
		評価・換算差額等	403
		その他有価証券評価差額金	363
		繰延ヘッジ損益	40
		純資産合計	44,194
		負債純資産合計	313,420

計算書類

損益計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	319,735	
その他事業売上高	349	320,084
売上原価		
完成工事原価	302,760	
その他事業売上原価	253	303,013
売上総利益		
完成工事総利益	16,974	
その他事業総利益	96	17,071
販売費及び一般管理費		15,837
営業利益		1,234
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,169	
その他	618	5,787
営業外費用		
支払利息	3,429	
為替差損	725	
コミットメントライン手数料	1,688	
その他	1,375	7,219
経常損失		197
特別利益		
固定資産売却益	0	
関係会社株式売却益	3,015	
その他	16	3,032
特別損失		
固定資産処分損	16	
投資有価証券評価損	912	
関係会社株式等評価損	206	
その他	4	1,139
税引前当期純利益		1,695
法人税、住民税及び事業税	573	
法人税等調整額	210	783
当期純利益		912

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

三井住友建設株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 理
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本 高揮
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井住友建設株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項「13.重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は、2025年5月14日開催の取締役会において、インフロニア・ホールディングス株式会社による会社の普通株式に対する公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、会社の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

三井住友建設株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 理
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本 高揮
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井住友建設株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項「1.2.重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は、2025年5月14日開催の取締役会において、インフロニア・ホールディングス株式会社による会社の普通株式に対する公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、会社の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、あらかじめ当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役がこれらに基づいて実施した監査の状況及び結果について当該監査役から報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めてまいりました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について四半期毎に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

三井住友建設株式会社 監査役会

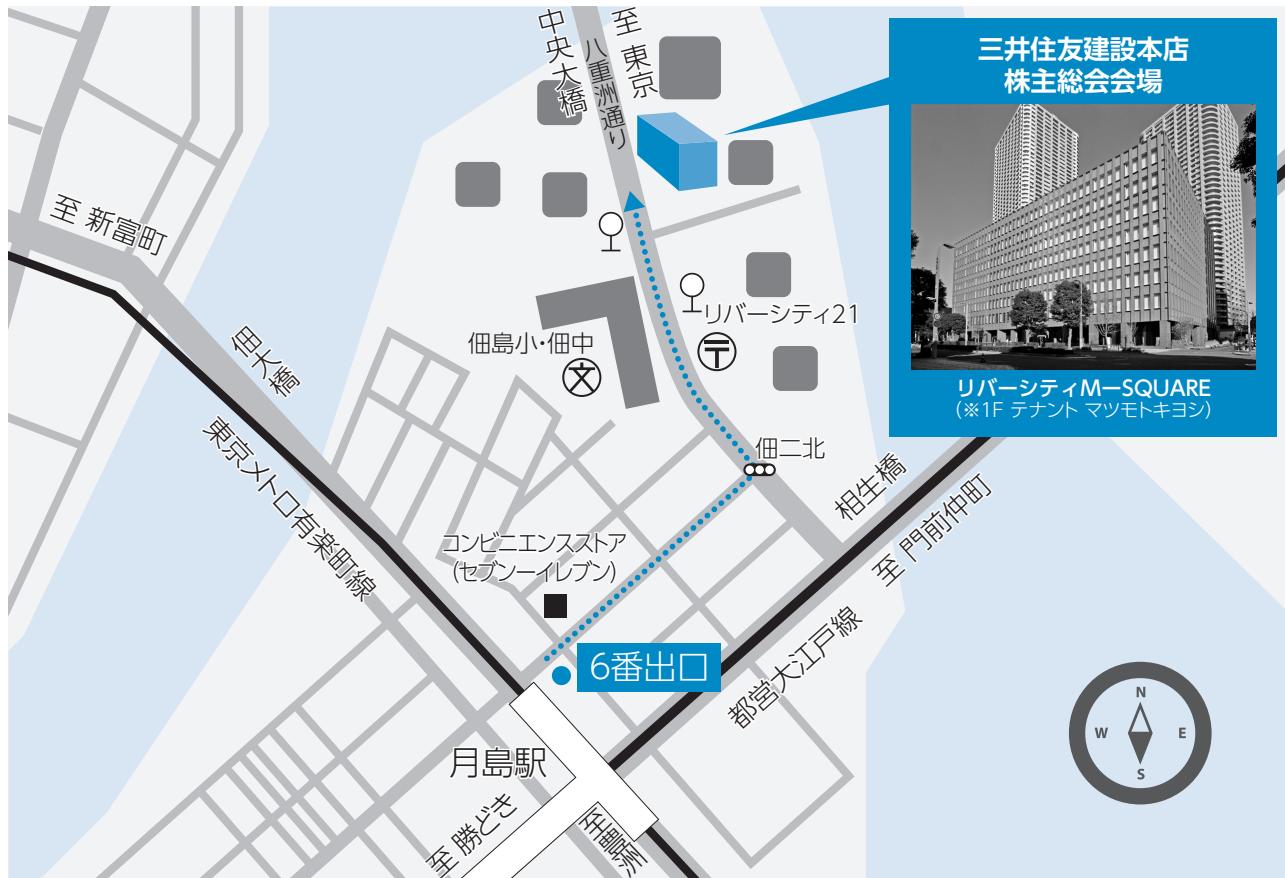
常勤監査役	原 田 道 男	㊟
常勤監査役	野 澤 和 史	㊟
常勤監査役 (社外監査役)	楓 孝 史	㊟
監 査 役 (社外監査役)	黒 川 晴 正	㊟
監 査 役 (社外監査役)	日 野 義 英	㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都中央区佃二丁目1番6号
当社本店(2階会議室)

☎ 03(4582)3000



交通アクセス



地下鉄を
ご利用の場合

月島駅 6番出口より 徒歩9分

(ご参考)

- 有楽町線改札から6番出口まで 徒歩2分
- 大江戸線改札から6番出口まで 徒歩3分



バスを
ご利用の場合

リバーシティ21 下車 徒歩1分

東京駅八重洲口より都営バス
東16系:東京ビッグサイト又は
深川車庫前行きにて、約16分

三井住友建設株式会社

〒104-0051
東京都中央区佃二丁目1番6号

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

